

令和7年9月2日  
新潟県人権施策推進懇談会

# 新潟県人権教育・啓発推進基本指針

## 実施状況報告

### (概要版)

新潟県福祉保健部福祉保健総務課

## ▶目次

### 1 人権を巡る最近の状況

- ・ (1) 人権侵犯事件の状況 (令和6年)
- ・ (2) 人権に関する法制度等の整備
- ・ (3) 人権に関する意識 (令和6年度県民アンケート調査より)

### 2 本県の人権教育・啓発の取組

- ・ (1) 新潟県総合計画
- ・ (2) 新潟県人権教育・啓発推進基本指針
- ・ (3) 推進体制

### 3 令和6年度取組実績と令和7年度取組計画

### 4 令和7年度の重点項目

# 1 人権を巡る最近の状況（1）

## （1）人権侵犯事件の状況（令和6年）

### ○ 新規救済手続開始件数

全 国	8,947件	（令和5年 8,962件	対前年比 99 %）
新潟県	65件	（令和5年 72件	対前年比 90 %）

### 【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ① インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件  
1,707件（令和5年 1,824件 対前年比 94 %）
- ② 学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数  
1,202件（令和5年 1,185件 対前年比 101 %）

（法務省資料より）

2

# 1 人権を巡る最近の状況（2）

## （2）人権にかかわる法制度等の整備

### 【最近施行された主な人権に関する法律等】

- 障害者差別解消法（平成28年4月）
- ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月）
- 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（令和3年2月）
- 新潟県犯罪被害者等支援条例（令和3年4月）
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月）
- 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（令和6年5月）

3

# 1 人権を巡る最近の状況（3）

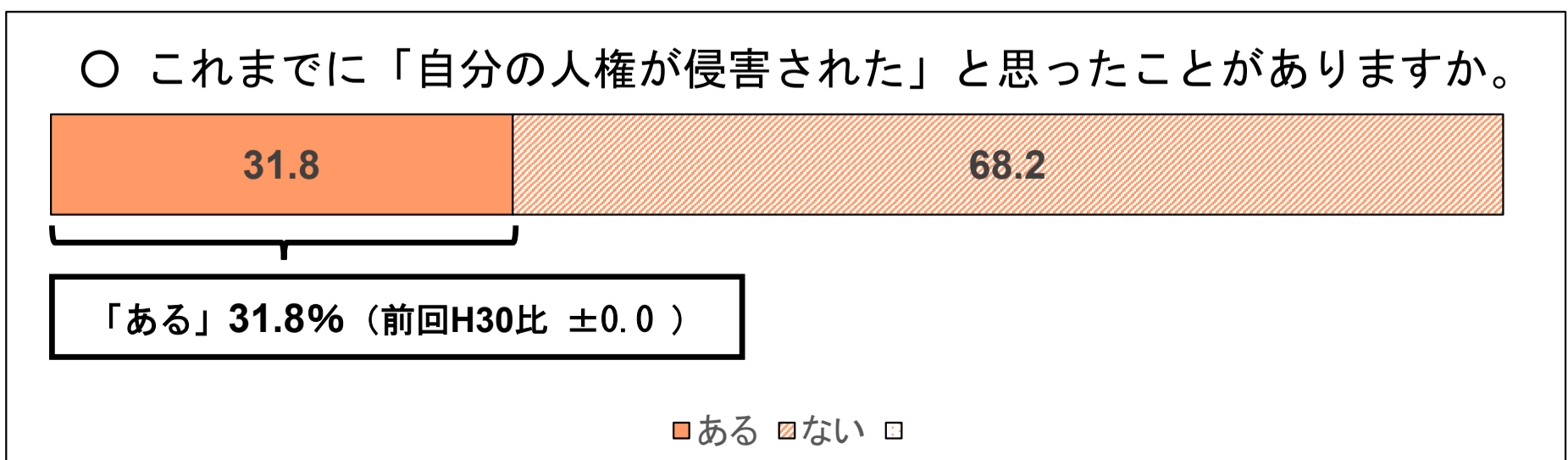
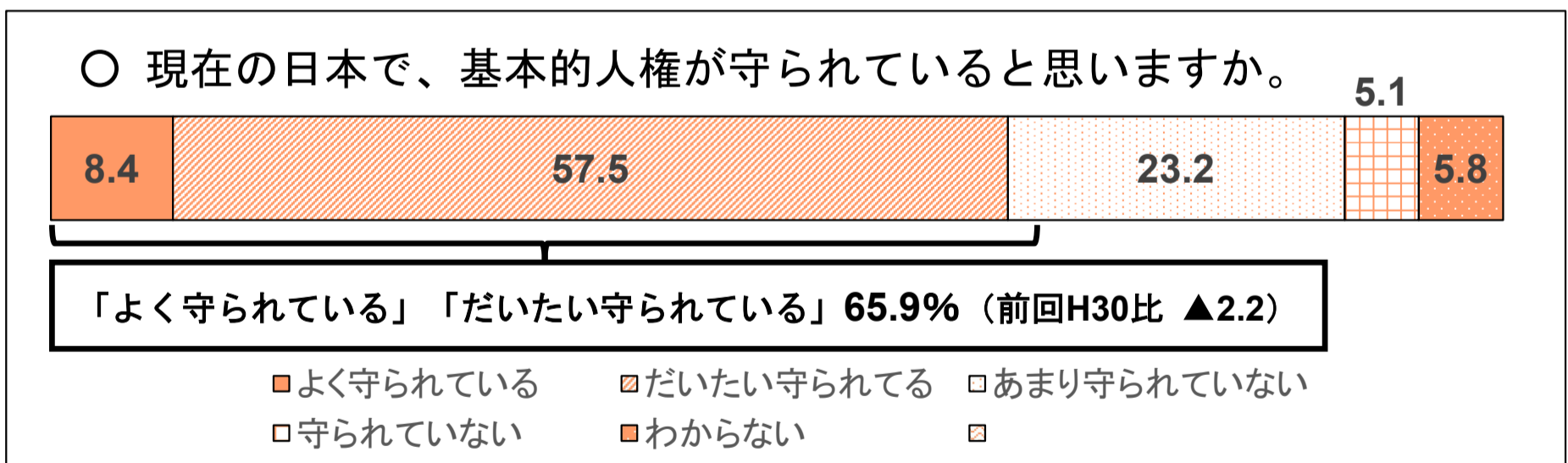
## （3）人権にかかわる主な事件・動き

- 新型コロナウイルス感染症に係る差別・偏見、誹謗中傷等
  - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（令和3年2月）
- インターネット・SNSにおける差別や誹謗中傷
  - ・ 被差別部落の地名公表に係る最高裁決定（令和6年12月）
  - ・ 侮辱罪（刑法）の法定刑引き上げ（令和4年7月）
  - ・ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の成立（令和6年5月）
- 性的指向・性自認
  - ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行（令和5年6月）
- 部落差別解消推進法に基づく差別の実態調査
  - ・ 法務省が調査結果を公表（令和2年6月）
- 成年年齢の引下げ
  - ・ 民法の一部を改正する法律の施行（令和4年4月）

4

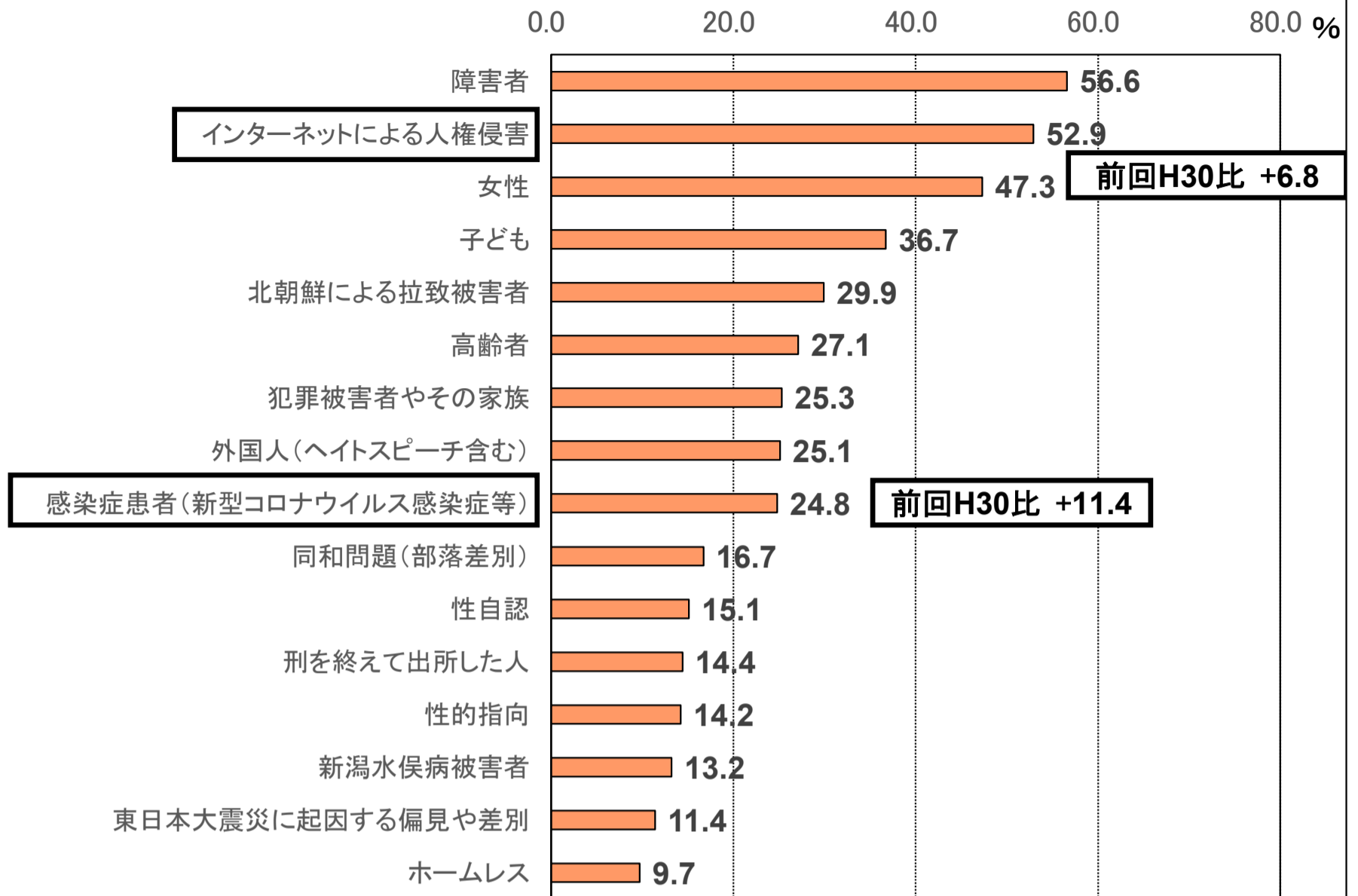
# 1 人権を巡る最近の状況（4）

## （4）人権に関する意識（令和6年度県民アンケート調査より）



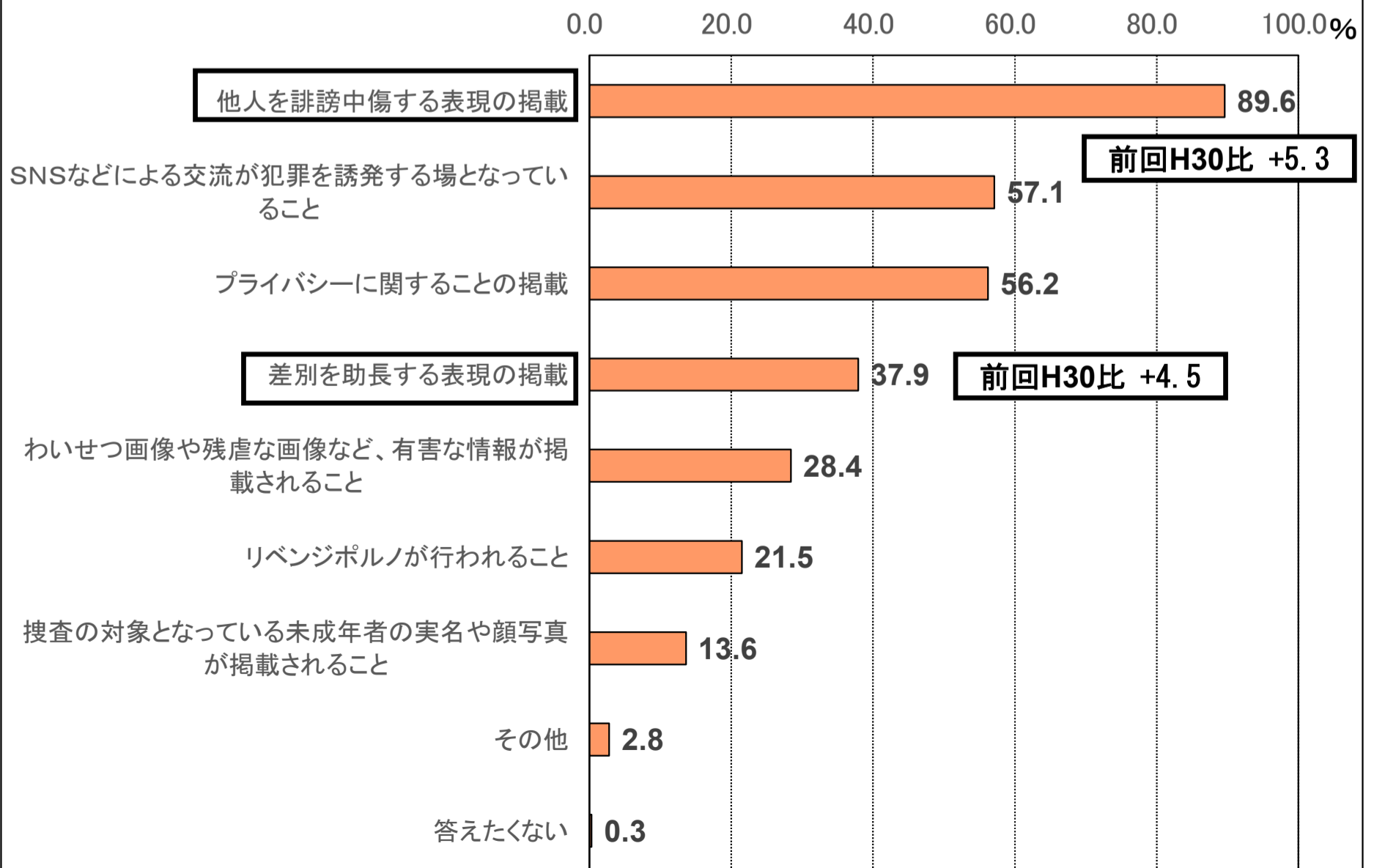
5

○ 人権や差別にかかわる問題として、誰について（何について）の人権や差別の問題に関心がありますか。（回答はいくつでも）



6

○ インターネットによる人権侵害として、どのようなことが起きていると感じますか。（回答はいくつでも）



7

## 2 本県の人権教育・啓発の取組（1）

### （1）新潟県総合計画

- 人権問題解決に向けた取組や方向性を明記

〔誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現〕

すべての人が個人として尊重される社会の実現のためには、差別や偏見をなくす必要がある。

（略）インターネット上の人権侵犯事件件数は依然として高止まりの状況となっている。女性、子ども、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認、インターネットによる人権侵害等、様々な分野において、より一層の人権啓発を推進していく必要がある。

- 達成目標として成果指標を設定

指標名	人権を尊重することは「とても大切だと思う」県民の割合
（現状値）	66.4%（令和6年度）
（令和10年度目標値）	67.0%
（令和14年度目標値）	67.5%

8

## 2 本県の人権教育・啓発の取組（2）

### （2）新潟県人権教育・啓発推進基本指針

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）に基づき、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示す。（平成16年4月策定）
- 策定後の社会情勢の変化を踏まえ、全面的に改定（令和2年3月）  
インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認を理由とする偏見や差別等の人権課題への対応や、人権に関する法整備などを反映
- 新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷等を防止する取組をより一層推進するため改定（令和3年6月2日）

目標 「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現

- 指針の構成
  - 第1章 基本的な考え方
  - 第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進
  - 第3章 分野別人権施策の推進
  - 第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進
  - 第5章 人権施策推進に向けて

指針に基づき、総合的な取組を推進

9

## 2 本県の人権教育・啓発の取組（3）

### （3）推進体制

- 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置

本会議	議長（知事）、副議長（副知事）、委員（部局長等）
幹事会	幹事長（福祉保健部長）、副幹事長（福祉保健総務課長）、幹事（部局企画主幹・関係課長等）

- 人権施策の全庁的な集約、人権施策の展開方針や重点項目の設定等を行う。



庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進

10

## 3 令和6年度取組実績と令和7年度取組計画

※ 実績及び計画の詳細については、「議案1」「議案2」を参照

### ○ 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進（指針第2章）

#### （1）学校教育における人権教育の推進

##### 〔基本方針〕

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりをとおして、子ども一人一人を大切にしながら、発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。

そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組を図るとともに、課題を抱える子どもたちに寄り添いかわる同和教育を中核にした人権教育を着実に実践する。

また、同和問題をはじめとする研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指す。

##### 〔主な取組の方向〕

- ・ 授業等の改善
- ・ 環境づくり
- ・ 研修の充実

11

## 〈事業紹介① 義務教育課〉

### 研究授業などによる研修

#### ①文部科学省委託 人権教育研究推進事業（令和6年度指定）

指定校	研究テーマ	活動内容	成果等
上越市立東本町小学校	差別を自分の問題としてとらえ、自他の人権を大切にする主体的な行動力の育成	①「対話」を重視した同和学習の実施 ② 学びの連続性を意識した「3期3類ひがし同和学習プラン」に基づく活動の実施と改善 ③ 自他の人権を大切にする主体的な行動力をはぐくむ教育活動の実施	同和学習の場面では、被差別者の気持ちに共感し、偏見や差別に憤っている児童がほとんどで、発言や対話は活発に行われた。「自分の行動を見つめ直している」事については、相手に伝えるために話したり、書いたりすることが苦手な児童がいることが分かった。おもいを表現する力を高める必要がある。「自他の人権を守るために自分は何をするのかを具体的に考えている」については、「決め付けはしない」「差別はしない」「人に伝える」等の記述はあるものの具体性に欠けている児童がいることから、今後も、他者との「対話」を通して、具体的に行動目標を考えさせていく必要がある。

#### ②児童生徒支援加配教員配置校訪問及び公開授業

R6年度は5つの小中学校を訪問

- ・ 柏崎市立荒浜小学校
- ・ 新発田市立七葉小学校
- ・ 新発田市立住吉小学校
- ・ 新発田市立猿橋中学校
- ・ 胎内市立乙中学校

- ・ 授業公開には近隣の学校から延べ75名の参加者があった。
- ・ それぞれの学校がどのような工夫をしながら授業を展開しているのか学ぶ機会となった。



12

## 〈事業紹介② 高等学校教育課〉

### 人権教育、同和教育新潟県教育委員会研究指定校事業

#### 研究指定校：小千谷高等学校

- ・ 令和6年度、令和7年度の研究指定事業
- ・ 「人権意識を高め、自他を尊重する力を育成する指導法の研究  
～インターネット社会を生きていく上で必要とされる能力を育む～」をテーマとした実践的研究
- ・ 令和6年11月に、「学ぶことは変わること」（1学年）、「『在日の子』として生きて」（2学年）、「就職差別をなくすためにわたしができること」（3学年）をテーマに公開授業を実施

#### ○事業実績

H22・H23	H24・H25	H26・H27	H28・H29
西新発田	柏崎総合	三条東	村上桜ヶ丘
H30・R1	R2・R3	R4・R5	R6・R7
六日町	高田商業	新発田農業	小千谷

## 〈事業紹介③ 義務教育課〉

👉 2年間かけて、すべての小・中・特別支援学校及び中等教育学校の担当者が参加する。

### 人権教育、同和教育主任等研修会

#### ○研修の目的

人権教育、同和教育に係る研修会を実施し、担当主任の資質・指導力の向上を図ることによって、各学校における人権教育、同和教育を着実に推進する。

#### ○研修の内容

##### 1 同和問題に関する視聴覚教材を視聴し、授業構想について協議する。

令和6年度、新潟県はユニセフキャラバンキャンペーンの訪問があり、日本ユニセフ協会主催の子どもの権利に関わる研修会とタイアップする形で、人権教育、同和教育主任等研修会を実施した。主な内容は、ユニセフの活動について、世界の子どもたちが直面する課題、子どもの権利条約に関するものであり、新潟県が挙げる人権課題「子ども・若者」に関する内容となる。研修会では、教育現場で役立てるために、グループワーク等を行った。

##### 2 参加者の感想

＜受講者の感想より＞

・ユニセフの話を入権教育、同和教育主任会で取り扱っていただけたことが大変ありがたかった。私の当たり前は誰かの当たり前ではないこと、日本の当たり前が他国の当たり前ではないこと、これを人権の視点から見つめ直し、自分にできることは何か、自分の取り組みがどうつながるのかということを考えていくことの大切さに気付くことができた。

・日本の子どもは精神的な幸福度が低いということがとても残念であり、大人として教師として考えていかなければならないと思った。また、子どもが「子どもの権利」を学ぶことで、自分のことだけではなく、他の人の権利についても気づけることを再認識した。

14

## 〈事業紹介④ 義務教育課〉

### 人権教育、同和教育現地研修会

#### ① 研修の目的

現地研修を通じて、知識を身に付けるだけでなく、差別の現実と向き合うことで、人権について学び、差別をなくすために具体的に行動できる態度を育む。

② 期 日 令和6年8月2日（金）

③ 場 所 糸魚川方面

④ 講 師 新潟工科大学教授 秋山 正道 様

⑤ 参加者 約30名

#### 本研修会がねらいとするもの

・被差別部落の歴史的背景について学びを深めるための研修会

→ 本フィールドワークでは、その部落が歴史的にどのような役割を担っていたのかに注目

→ その中から、差別の構造について理解を深めていく。

→ 差別された人が、まとまって集住していた地域は限定的であり、多くは、集落や村とに一緒に存在。だからこそ、コミュニティの中で、どのような役割を担い、なぜ差別されることになってしまったのか、構造的に差別を理解するための研修会。

15

## (2) 社会教育における人権教育の推進

### 〔基本方針〕

すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、公民館等の社会教育施設を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 多様な学習機会の充実
- ・ 地域社会における指導者の養成と資質の向上
- ・ 学習プログラムの開発・提供

16

### 〈事業紹介① 生涯学習推進課〉

## 社会同和教育市町村巡回研修会

#### ○目的

同和問題の正しい理解を深め部落差別の解消に向けて、広く県内市町村を巡回して研修を行う。

#### ○対象者

社会教育関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員、市町村教育委員会関係・学校関係者、行政職員、PTA関係者、自治会役員等

#### ○内容

- ・ 県社会同和教育行政の取組について
- ・ 実践紹介（学校における同和教育の取組について）
- ・ 講義「新潟県における同和教育の現状と課題」

#### ○事業実績



地区	期日	会場	受講者数	講師
上越	R6.8.21	新井ふれあい会館	119人	上越地区社会教育委員連絡協議会 前会長 保坂 和彦 氏
中越	R6.7.11	小千谷市民会館	165人	新潟工科大学 特任教授 秋山 正道 氏
中越	R6.8.8	燕市中央公民館	93人	新潟工科大学 特任教授 秋山 正道 氏
下越	R6.7.26	佐渡島開発総合センター	85人	部落差別をなくす佐渡の会 会長 石崎 澄夫 氏

17

## 「人権教育指導者研修会」の開催

○人権教育の啓発事業として、

- ・「差別のない社会を考える～インターネットを中心に～」をテーマにした講演

講師：宮前 千雅子 様（関西大学人間問題研究室委嘱研究員）

○令和6年10月29日（火）

○参加者数 136人

（人権擁護委員、社会教育委員、行政職員、教職員、人権問題に関心のある方等）

※ オンライン、サテライト視聴あり

令和6年度 人権教育指導者研修会

Zoomによるオンライン配信  
サテライト会場での視聴もできます！

### 差別のない社会へ向けて ～インターネットにおける人権侵害～

新潟県教育委員会では、人権に関する知識と理解をさらに深めていただき、今後の活動に活かしていただけるよう研修会を開催しています。  
「差別のない社会へ向けて」をテーマにインターネットにおける人権侵害の視点でお話しいただきます。宮前先生の講演を聴いて、差別のない社会について、また実現するためにはどんなことができるか一緒に考えてみませんか？

☆日時 令和6年10月29日（火）  
15:00～16:40（Zoom入室は14:40から可能です。）  
みやまえ ちかこ

☆講師 宮前 千雅子 氏  
（関西大学 人間問題研究室 委嘱研究員）

1997年まで 大阪人権博物館（リハビリおおさか）学芸員  
以降、関西大学、大阪大学、龍谷大学、神戸市外大、京都産業大学、大谷大学  
で非常勤講師を務める。大阪や兵庫の複数の自治体で人権に関する公的審議会の  
委員も務める。

対 象 人権擁護委員や民生委員、学校関係者、企業などで人権にかかわっている方、  
大学生や人権問題に関心のある方など（新潟県内在住の方ならどなたでも）

定 員 オンライン視聴/100人（先着順）  
サテライト会場での視聴/下記のとおり

サテライト会場 ①赤松川地区公民館、②船橋市 市民プラザ  
③小千谷市民学習センター「楽楽館」、④加茂市役所 401会議室  
⑤蕨市中央公民館、⑥山形県中央公民館 201会議室、⑦津波町公民館  
⑧刈羽村役場 1階多目的室、⑨新潟県生涯学習推進センター ホール  
⑩村上市教育情報センター、⑪佐渡市役所 大会議室  
⑫胎内市産業文化会館、⑬聖籠町民会館 小ホール

参加費 無料  
申込方法 FAXもしくはWeb（電子申請システム）、メールで申し込んでください。（課外研修）  
申込締切 10月8日（火）まで

主催 新潟県教育委員会  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県教育庁 生涯学習推進課社会教育支援係  
TEL: 025-250-5140 FAX: 025-254-9396 E-mail: ngt500060@pref.nigata.lg.jp

主催：新潟県教育委員会

18

### （3）企業・団体等に対する人権啓発の推進

#### 〔基本方針〕

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚するよう促し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応を行うよう、企業等の経営者や管理者を中心に啓発に努める。

#### 〔主な取組の方向〕

- ・ 資料・情報の提供
- ・ 講演会の開催等
- ・ 多様な広報媒体を活用した広報・啓発

## 「企業の社会的責任と人権セミナー」の開催

- ・ 企業関係者の人権意識の普及と高揚を図るためセミナーを開催

### 〈概要〉

日時 令和6年11月1日（金）

会場 新潟日報メディアシップ（オンライン配信実施）

テーマ 1 ビジネスと人権に関する講演

講師 古谷 由紀子 氏（（一財）CSOネットワーク）

2 「公正な採用選考について」

説明 新潟労働局

実施：新潟県（福祉保健総務課人権啓発室、しごと定住促進課）、新潟労働局  
後援：新潟県中小企業団体中央会、（一社）新潟県商工会議所連合会、  
新潟県商工会連合会、（一社）新潟県経営者協会、新潟経済同友会、  
（一社）新潟県建設業協会、新潟商工会議所、（一社）新潟市建設業協会  
（一社）新潟青年会議所



### （4）県民に対する人権啓発の推進

#### 〔基本方針〕

広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

#### 〔主な取組の方向〕

- ・ 多様な広報媒体を活用した広報・啓発
- ・ 人権講演会等の各種イベントの実施
- ・ 資料作成・配布
- ・ 「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら進める啓発

## 〈事業紹介 福祉保健総務課人権啓発室〉

### 人権週間に関する啓発広報

- ・ 人権週間（12月4～10日）に合わせた啓発広報を実施
- ・ 障害者差別、児童虐待、同和問題、インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認を理由とする差別等について当事者意識を持って考えていただくことをテーマに、テレビCM、ポスターの掲示、新聞広告等により幅広い方々に向けて啓発を実施

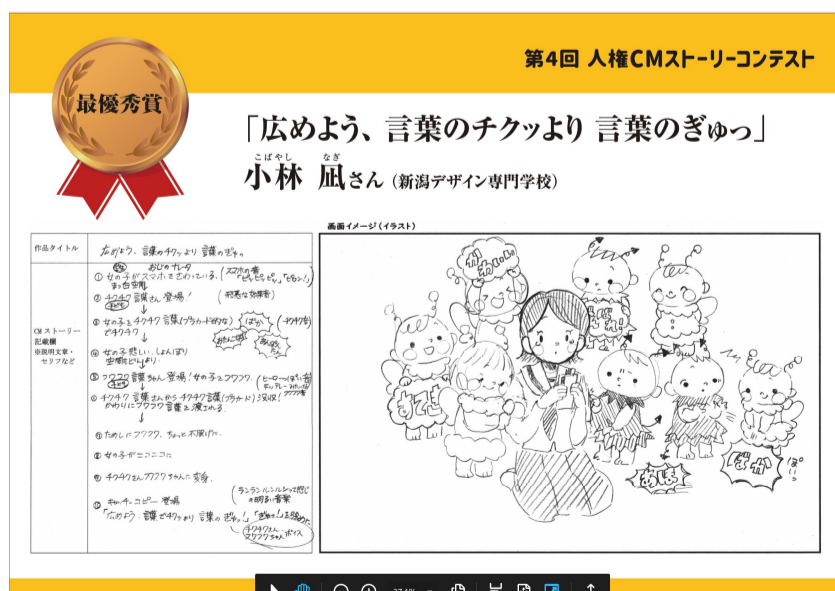


22

## 〈事業紹介 福祉保健総務課人権啓発室〉

### 人権CMストーリーコンテストの実施

- ・ 県内学生を対象に、人権啓発CMのアイデアを募集するコンテストを実施
- ・ 最優秀作品は映像化し、テレビCMとして放映するとともに県公式YouTubeチャンネルに掲載



23

## 成年年齢引き下げに伴う消費者被害防止のための啓発等

### ○広報・啓発活動

- ・ 高等学校や県立施設等へポスター配付
- ・ 高校生に、啓発チラシ、啓発物品を配付
- ・ 各種媒体（テレビ、ラジオ、WEB広告、繁華街でのデジタルサイネージ等）により幅広い方々に向けて啓発を実施



### ○消費生活に関する出前講座

- ・ 高校等において、契約の基礎知識や消費者トラブルへの対処法を、外部講師により講義



R6：50校実施

### ○消費者教育教材の配付

- ・ 新潟県独自の消費者教育教材（コーション）の配付
- ・ 具体的なトラブル事例を掲載し注意喚起



## （5）インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

### 〔基本方針〕

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育・啓発を行うとともに、トラブルへの対処のため相談窓口の活用を啓発する。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 有害情報に対する対策の実施
- ・ 差別表現など人権を侵害する情報について関係機関と連携して対応

## 〈事業紹介① 高等学校教育課〉

### 人権教育、同和教育推進事業

---

#### ○柏崎高等学校

「ネット上で生じるトラブルと人権問題」

- ・講師を招き講演会を実施。インターネットにより、社会が急速に変化する現代において、発信者の責任、受け手のリテラシーが問われる。SNSへの安易な書き込みや投稿、拡散がいじめにつながることを学んだ。

#### ○小千谷西高等学校

「インターネット上の差別情報について」

- ・講師を招き講演会を実施。インターネット上の差別は、動画や情報の拡散により再利用されやすく、模倣を助長する。また、匿名のため、差別的投稿がしやすい。不特定多数による差別は予防が難しく、同様の行為が繰り返されていることを学んだ。

26

## 〈事業紹介② 警察本部少年課・サイバー犯罪対策課〉

### 児童、学生対象の情報モラル・リテラシー教室の実施

---

- ・ネット犯罪の被害者にも、加害者にもならないために、情報モラルとリテラシー向上を図るため、児童及び学生等を対象に講演を実施
- ・令和6年は、県内409校、計71,841人を対象に実施



27

## インターネットモニタリングの実施等

- インターネット上の所定のサイト（「5ちゃんねる」「爆サイ」「YouTube」等）内を検索し、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりする書込を把握
  - ※人権啓発室において毎週（1回、約1時間）実施（書込例）
    - ・特定の地域を同和地区である又はあったと指摘する書込
- 悪質な書込については、法務局に対する削除要請を実施。また、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対し、関係機関と連携した刑事告発など必要な措置を実施
- あわせて、人権に関する正しい理解を深めるための啓発を行うとともに、法務局等相談窓口の活用を周知

## ○ 分野別人権施策の推進（指針第3章）

### （1）女性

#### 〔基本方針〕

男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解を深め、その推進に取り組んでいく。

#### 〔主な取組の方向〕

- ・男女平等を推進する社会づくり
- ・女性が活躍できる社会づくり
- ・男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり
- ・施策の総合的・計画的推進

## ハッピー・パートナー企業の募集

- ・ 男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取組を支援



また、取組をより一層進めている企業に対して、「パパ・ママ子育て応援プラス認定」として上乗せ認定

- ・ 累計登録数 令和7年3月末現在（令和6年3月末時点）  
ハッピー・パートナー企業 1,730社（1,520社）  
パパ・ママ子育て応援プラス認定 970社（753社）

30

### （2）子ども・若者

#### 〔基本方針〕

県民一人一人が「国籍にかかわらず子どもは基本的人権が保障された存在であり、権利を行使する主体である」との認識を持ち、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進する。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春等の子どもをめぐる深刻な事件の発生に鑑み、子どもの人権を保護するため、福祉、保健、教育、医療、警察、民間団体等の関係機関が連携し、一層の体制整備に努める。

また、有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るための取組を進める。

#### 〔主な取組の方向〕

- ・ いじめ防止の推進
- ・ 児童虐待防止への取組
- ・ 要保護児童の権利擁護対策
- ・ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進
- ・ 有害情報からの遮断に向けた啓発
- ・ 子どもの貧困対策の推進
- ・ ひきこもりとなった子どもなどへの対応

31

## 〈事業紹介① こども家庭課〉

### 青少年に対する自画撮りの不当な要求行為の禁止

- ・ 青少年が自分の裸をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる「自画撮り被害」が後を絶たない。
- ・ 県では、自画撮り被害の根絶を目的に、新潟県青少年健全育成条例で青少年に対する自画撮り画像の不当な要求行為を禁止している。
- ・ フィルタリングの適切な利用等と呼びかける保護者向け啓発リーフレットを作成し、被害防止に取り組んだ。



32

## 〈事業紹介② 生徒指導課〉

### 「いじめ見逃しゼロ県民運動」の推進



- 「深めよう絆にいがた県民会議」と連携し、「いじめ見逃しゼロ県民運動」を推進

- ・ 学校、家庭、地域が連携し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の解消や未然防止に努める運動

#### 〈取組事例〉

#### いじめ見逃しゼロキャラバン

- ・ 集会への参加や出前授業を通じ、児童生徒や教職員にいじめ防止やSOSの出し方等を訴える

令和6年5月～令和7年3月  
県内学校等において 計72回実施



33

## 〈事業紹介③ 福祉保健総務課人権啓発室〉

### 子どもの権利に関する人権啓発

○子どもの権利に関する人権啓発についての啓発事業として、講演会を開催。

#### 〈概要〉

日時 令和6年5月27日 13:30～14:45

会場 新潟日報メディアシップ 日報ホール

講師 甲斐田 万智子氏

(国際子ども権利センター代表理事)

演題 「こども基本法から1年～私たちは子どもの声を聞き、子どもの権利を守れていますか～」

主催：新潟県、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会  
(構成団体：新潟県、新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市)

The poster is for a lecture by Ms. Manami Kaihita. It features a yellow background with illustrations of children. The text includes the event title, date (May 27, 2024), time (13:30-14:45), and venue (Niigata Daily Media Ship). It also lists the speaker's name and her affiliation with the International Children's Rights Center. A green box at the top right says '入場無料 要申込' (Free admission, application required). At the bottom, there is contact information for the organizing committee.

### (3) 高齢者

#### 〔基本方針〕

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができる社会の構築を目指す。

また、「長寿社会を支える一員としての高齢者」として、長年培ってきた経験と知識を活かし、社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が年齢、性別、人種、国籍又はその他の地位に関わらず、尊厳を持って、公正な取扱いを受け、その経済的貢献に関係なく評価され、尊重される社会の実現を目指す。

#### 〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 社会参加活動の促進と自立支援
- ・ 権利擁護の推進

## 「シニアカレッジ新潟」の開催

- ・ 学習の機会を提供することと併せて、仲間づくりや地域活動の担い手を養成することを目的として毎年開催
- ・ 会場：新潟、長岡、上越
- ・ 修了者数：138人



### ○参加者の声

2年間いろいろなことを学び、貴重な時間を過ごすことができました。もっと社会とつながり、自分にも何かお手伝いができることがあれば積極的に関わっていこうという気持ちになりました。

講義内容がとても興味深く、参考になりました。シニアカレッジでの学びをきっかけに地域の課題に関心を持ち、少しでも住みやすい街づくりの担い手になっていきたいと思います。

主催：社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

36

### (4) 障害者

#### 〔基本方針〕

障害のある人が他の人々と同様に一人の人間として尊重され、社会の一員として地域で暮らし、自分らしい自立した生活と社会参加ができるよう、県民一人一人が障害者に対する理解を深め、障害者に対する偏見や差別意識をなくし人権意識の高揚を図るとともに、障害の特性に応じた合理的配慮の提供、福祉サービスの充実、就労の促進、教育環境の改善、社会活動への参加機会の充実、人にやさしいまちづくりの推進など障害者を取り巻く生活環境全般にわたる取組を進める。

#### 〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 社会参加の促進
- ・ 雇用・就労の促進
- ・ 教育環境の整備
- ・ 地域生活の支援
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 福祉サービスの利用援助
- ・ 福祉のまちづくりの推進

## (5) 同和問題

### 〔基本方針〕

同和問題の解決を図るために、地域改善対策協議会の意見具申や部落差別解消推進法の趣旨に則し、また、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果や問題点を踏まえ、引き続き人権意識の高揚を図り、偏見や差別の解消に向け、同和問題に取り組む民間団体とも連携して積極的な教育・啓発活動を行うとともに、生活環境の改善等、残された課題については一般対策により対応する。

また、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、本県として、差別の実情を受け止め、実効的な施策を進めることと併せて教育・啓発を推進する。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 相談体制の充実
- ・ 学校教育における推進
- ・ 社会教育における推進
- ・ 一般対策の推進

38

## 〈事業紹介① 福祉保健総務課人権啓発室〉

### 「オンライン同和問題講演会」の開催

○同和問題についての啓発事業として、オンラインで講演会を開催

#### 〈概要〉

配信期間 令和7年1月15日（水）  
～1月29日（水）

講師 上杉 聡氏  
（市民のための人権大学院共同代表）

演題 「いま学びなおす新しい部落史  
～歴史を通じた差別の始まりと解消を展望する～」

主催：新潟県、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会  
（構成団体：新潟県、新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市）

参加無料  
どなたでも申込み  
いただけます

新潟県オンライン同和問題講演会

# いま学びなおす 新しい部落史

～歴史を通じた差別の始まりと解消を展望する～

講師 上杉 聡氏  
市民のための人権大学院共同代表  
元大阪市立大学教授  
1947年岡山県生まれ。1975年、高校教師を経て大阪の部落差別部局に居住し、部落史研究を開始。関西大学文学部講師、大阪市立大学特任教授などを経て、現在「市民のための人権大学院／じんけんSCHOLIA」の共同代表として、講演・講演を行っている。

配信期間 2025（令和7）年  
1月15日（水）～29日（水）  
※配信はYouTubeによる限定公開となります。

申込期限 2025（令和7）年  
1月9日（木）17：00まで

申込方法 1 申込フォームにアクセスし、必要事項を入力・送信してください。 2 お申込みいただいたメールアドレスあてに、視聴に必要なアクセスURL等の詳細を連絡します。 3 配信期間内に、所定のURLにアクセスし、ご視聴ください。

お問合せ先  
新潟県福祉保健部福祉保健総務課人権啓発室  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1  
TEL 025-280-5181 FAX 025-280-5742  
✉ ngt040210@pref.niigata.lg.jp

お申し込みはこちら  
講演会  
申込フォーム

主催 新潟県・新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会  
構成団体 新潟県、新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市

39

## 〈事業紹介② 福祉保健総務課人権啓発室〉

### 同和問題啓発の新聞広告の掲出

○同和問題についての啓発事業として、新聞広告を掲出  
令和6年8月17日（土）掲載

○本県の新聞広告掲出は大学生向けの憲法教材『目で見える憲法（第6版）』（有斐閣）でも紹介された

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました。

# 同和問題は、今も身近な課題です。

**同和問題とは**  
日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現在でもいろいろな差別を受けるという、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題は、現在も続いている重大な社会問題です。  
残念ながら、現在でも、各地で様々な差別事件が発生し、苦しんでいる人たちがいます。特に最近ではインターネット上での差別的な書き込みが問題となっています。

同和問題を正しく理解し、差別や偏見をなくしましょう。  
人を出身地によって差別するという行為そのものが不当であり、同和地区出身者を差別することは決して許されることはありません。私たち一人ひとりが、身近な問題として同和問題を正しく理解し、差別意識や偏見をなくすなど、自らの問題として取り組んでいきましょう。

新潟県 お問い合わせ先／新潟県福祉保健総務課 人権啓発室 TEL025-280-5181  
詳しくは新潟県HPへ 新潟県の人権 検索



40

## 〈事業紹介③ 福祉保健総務課人権啓発室〉

### 人権啓発活動地方委託事業

- 人権啓発活動地方委託事業を活用し、県内市町村において同和問題に関する啓発を実施
- 3市が、児童、職員等を対象に、講演会や研修等を実施し、約380人が受講

市町村	実施日	会場等	対象	受講者	講師、内容等
上越市	11月15日	上越市立東本町小学校	児童	326人	演題：部落差別問題「今こそ、子どもたちを大事にする同和教育を」
燕市	10月24日	燕市役所	職員	36人	藤本 晃嗣氏（敬和学園大学准教授）
佐渡市	1月20日	佐渡市役所	職員	25人	伊東 憲二氏 （法テラス佐渡法律事務所弁護士）

## 〈事業紹介④ 高等学校教育課〉

### 人権教育、同和教育新潟県教育委員会研究指定校事業 研究指定校：小千谷高等学校

- ・ 令和6年度、令和7年度の研究指定事業
- ・ 「人権意識を高め、自他を尊重する力を育成する指導法の研究  
～インターネット社会を生きていく上で必要とされる能力を育む～」  
をテーマとした実践的研究
- ・ 令和6年11月に、「学ぶことは変わること」（1学年）、「『在日の子』として生きて」（2学年）、「就職差別をなくすためにわたしができること」（3学年）をテーマに公開授業を実施

#### ○事業実績

H22・H23	H24・H25	H26・H27	H28・H29
西新発田	柏崎総合	三条東	村上桜ヶ丘
H30・R1	R2・R3	R4・R5	R6・R7
六日町	高田商業	新発田農業	小千谷

42

## 〈事業紹介⑤ 義務教育課〉

👉 2年間かけて、すべての小・中・特別支援学校及び中等教育学校の担当者が参加する。

### 人権教育、同和教育主任等研修会

#### ○研修の目的

人権教育、同和教育に係る研修会を実施し、担当主任の資質・指導力の向上を図ることによって、各学校における人権教育、同和教育を着実に推進する。

#### ○研修の内容

##### 1 同和問題に関する視聴覚教材を視聴し、授業構想について協議する。

令和6年度、新潟県はユニセフキャラバンキャンペーンの訪問があり、日本ユニセフ協会主催の子どもの権利に関わる研修会とタイアップする形で、人権教育、同和教育主任等研修会を実施した。主な内容は、ユニセフの活動について、世界の子どもたちが直面する課題、子どもの権利条約に関するものであり、新潟県が挙げる人権課題「子ども・若者」に関する内容となる。研修会では、教育現場で役立てるために、グループワーク等を行った。

##### 2 参加者の感想

＜受講者の感想より＞

・ユニセフの話を入権教育、同和教育主任会で取り扱っていただけたことが大変ありがたかった。私の当たり前は誰かの当たり前ではないこと、日本の当たり前が他国の当たり前ではないこと、これを人権の視点から見つめ直し、自分にできることは何か、自分の取り組みがどうつながるのかということを考えていくことの大切さに気付くことができた。

・日本の子どもは精神的な幸福度が低いということがとても残念であり、大人として教師として考えていかなければならないと思った。また、子どもが「子どもの権利」を学ぶことで、自分のことだけではなく、他の人の権利についても気づけることを再認識した。

43

## 〈事業紹介⑥ 義務教育課〉

### 人権教育、同和教育現地研修会

#### ① 研修の目的

現地研修を通じて、知識を身に付けるだけでなく、差別の現実と向き合うことで、人権について学び、差別をなくすために具体的に行動できる態度を育む。

② 期 日 令和6年8月2日（金）

③ 場 所 糸魚川方面

④ 講 師 新潟工科大学教授 秋山 正道 様

⑤ 参加者 約30名

#### 本研修会がねらいとするもの

- ・被差別部落の歴史的背景について学びを深めるための研修会
  - 本フィールドワークでは、その部落が歴史的にどのような役割を担っていたのかに注目
  - その中から、差別の構造について理解を深めていく。
  - 差別された人が、まとまって集住していた地域は限定的であり、多くは、集落や村と一緒に存在。だからこそ、コミュニティの中で、どのような役割を担い、なぜ差別されることになってしまったのか、構造的に差別を理解するための研修会。

44

## （6）外国人

### 〔基本方針〕

国際化の進展が地域レベルで広がり、外国人労働者の増加などにより本県で暮らす外国人が増加しており、同じ地域住民として外国人と共生する多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重することと併せ、異なる考え方や文化・習慣を持つ人々を特別視せず、その違いを理解することが重要である。また、今後外国人の増加が見込まれる中、異なる言語、習慣、考え方等の違いを持つ人々の日常生活への支援に取り組む必要がある。

このため、民間団体、公益財団法人新潟県国際交流協会、教育機関、市町村等と連携し、国際理解及び人権意識の高揚のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、国際理解教育の推進を図る。

さらに、外国人が人権を尊重され、安心して暮らせるよう、支援活動を行う民間団体等の活動を支援し、連携を進め、災害時も含めた外国人への情報提供や相談・支援体制の充実を図る。

### 〔主な取組の方向〕

- ・国際理解教育の推進及び啓発活動の充実
- ・企業等への啓発
- ・外国人への情報提供や相談・支援体制の充実
- ・外国人労働者への情報提供や相談・支援体制
- ・民間団体等の活動支援・連携促進
- ・ヘイトスピーチへの対応

45

## 新潟県外国人総合相談センターを万代島ビル2階に開設

令和5年度から、外国人向け生活相談窓口の「外国人相談センター」と企業向け労働相談窓口の「外国人材受入サポートセンター」の場所を1か所に集約し、ワンストップで応える「新潟県外国人総合相談センター」として、一体的・効率的な運営を図っている。

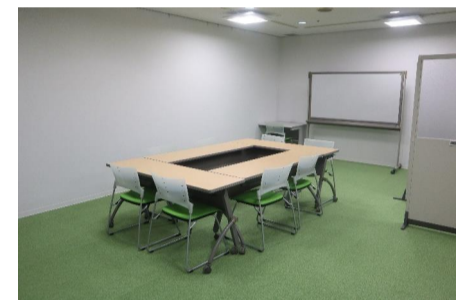
### 外国人相談センター

対応内容：外国人住民からの生活相談  
開設日時：月～金曜日 10時～17時（祝日・年末年始除く）  
相談方法：電話、メール、来所、オンライン（Web面談）  
対応言語：7か国語（日本語・英語・中国語ほか）



### 外国人材受入サポートセンター

対応内容：企業からの外国人雇用相談、外国人からの就職相談  
開設日時：月～金曜日 10時～17時（祝日・年末年始除く）  
相談方法：電話、メール、来所、訪問、オンライン（Web面談）



相談や研修、セミナー等に利用できる「多目的室」を新設

## （7）感染症患者等

### 〔基本方針〕

感染症患者等に対する差別等は、決して許されない。そのため、あらゆる機会を通じて次に掲げる対策その他必要な措置を講ずるとともに、患者・感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら支援の充実を図る。

- ① 適切な情報の公表、感染症に関する正しい知識の普及、差別等の防止に向けた教育・啓発
- ② 悪質な行為には、法的責任が伴うものであり、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対する関係機関と連携した刑事告発など必要な措置

また、今後、新たな感染症が出現した場合にも、同様の構図により、差別等が発生するおそれがあることから、平時から、これらの対策に取り組んでいく。

施策の推進に当たっては、ハンセン病問題に関わる2001（平成13）年及び2019（令和元）年の判決並びに内閣総理大臣談話などを踏まえ取り組む。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ HIV感染者・エイズ患者等への支援等の充実
- ・ ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に関連する差別等の防止の取組等

## (8) 新潟水俣病被害者

### 〔基本方針〕

「新潟水俣病地域福祉推進条例」に基づき、被害者や関係市町村、関係団体と連携しながら、条例の普及啓発や、「環境と人間のふれあい館」の活用等による新潟水俣病についての正しい理解を深める教育・啓発、地域社会の再生融和、新潟水俣病患者への保健・福祉対策などを行うことにより、被害者や家族の人権に対する理解を深め、偏見や差別を生まない取組を進める。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 「環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を通じた啓発
- ・ 学校教育における推進
- ・ 地域社会の再生・融和の促進
- ・ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策

48

## 〈事業紹介 生活衛生課〉

### 環境と人間のふれあい館運営 「語り部」口演

- ・ 県民の水俣病問題への理解を深めることを目的に、被害者自らその被害の実態を語る「語り部」口演を実施
- ・ 令和6年度は口演を91回（参加者5,207人）実施



49

## (9) 北朝鮮による拉致被害者

### 〔基本方針〕

拉致問題は日朝間の最重要課題であるとともに、本県にとっても県民の人権を侵害された重大な問題であることから、国に対して早期解決に向けて引き続き強く働きかけを行う必要がある。

また、拉致問題についての県民の意識啓発を図るとともに、帰国した拉致被害者とそのご家族に対しては、地域において安定した生活を営み、安心して暮らすことができるよう国・市と連携し、きめ細やかな支援策を講じていく。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 国に対する早期解決の働きかけ
- ・ 県民の意識啓発の推進
- ・ 拉致被害者へのきめ細やかな支援

50

## 〈事業紹介 国際課拉致問題調整室〉

### 「忘れるな拉致 県民集会」の開催

- ・ 北朝鮮による拉致被害者の早期帰国を願い新潟日报社、新潟市とともに「忘れるな拉致 県民集会」を開催
- ・ 令和6年11月16日 新潟市民芸術文化会館 コンサートホール
- ・ 参加者数 730名



**祈り**

全面解決へ  
家族が思いを訴える

忘れるな拉致 県民集会

◎ 本日のプログラム

14:00	奉迎式挨拶	新潟日報社 代表取締役社長 佐藤 剛 新潟県知事 若林 英臣 新潟市長 中野 八一
14:15	奉迎式挨拶	国際課長 辻 謙人 氏
14:20	講演	「北朝鮮情勢と拉致問題」 東京国際大学特命教授 伊豆見 元 氏
14:40	演説	廣田 幸紀江 さん(アオノタケージ) (劇) 演者 新田 由 祐 氏 新潟県知事 若林 英臣 氏
15:10	演説	伊藤 ひろみ 氏 新潟県知事 若林 英臣 氏 新潟県副知事 中野 八一 氏 新潟市長 中野 八一 氏
16:00	演説	「今、この祈りに終止符を」 新潟県知事 若林 英臣 氏
16:15	閉会挨拶	新潟日報社 代表取締役社長 佐藤 剛 氏

閉会

◎ 当日の出演者

新潟日報社 代表取締役社長 佐藤 剛 氏  
新潟県知事 若林 英臣 氏  
新潟市長 中野 八一 氏  
国際課長 辻 謙人 氏

新潟県知事 若林 英臣 氏  
新潟市長 中野 八一 氏  
国際課長 辻 謙人 氏

新潟県知事 若林 英臣 氏  
新潟市長 中野 八一 氏  
国際課長 辻 謙人 氏

### 〈概要〉

- ・ 拉致被害者及び特定失踪者のご家族の訴え
- ・ 講演 伊豆見 元 氏 (東京国際大学特命教授)
- ・ 演舞 新潟医療福祉大学 ダンス部  
「今、この祈りに終止符を」
- ・ 政府への署名簿提出

主催 新潟日报社 新潟県 新潟市

51

## (10) 犯罪被害者やその家族

### 〔基本方針〕

犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く県民に対し、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、マスメディアによる人権侵害に対してのマスメディア側の自主的な取組が図られるよう理解を求めます。

また、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努めます。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 県民やマスメディアに対する周知及び啓発
- ・ 犯罪被害者等に対する支援団体や相談窓口の周知

52

## 〈事業紹介 新潟県警察犯罪被害者支援室〉

### 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ・ 中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講師となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会を実施
- ・ 犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める
- ・ 令和6年度は、県内9校・2団体、計2,377人を対象に実施



53

## (11) 刑を終えて出所した人等

### 〔基本方針〕

刑を終えて出所した人等が、地域社会において孤立し、新たな犯罪を重ねることがないように、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力し、啓発等に努める。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 偏見や差別を解消するための啓発

## (12) 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

### 〔基本方針〕

性的指向、性自認を理由とした偏見や差別は、社会生活の様々な場面で人権侵害等の問題につながることから、講演会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により広く県民や企業への啓発を行うとともに行政職員への研修を行う。

また、学校においては、児童生徒の心情に配慮した支援、教職員を対象とした研修機会の積極的な確保、偏見や差別を解消する教育を行う。

### 〔主な取組の方向〕

- ・ 県民や企業への啓発、行政職員への研修
- ・ 偏見や差別を解消する教育

54

## 〈事業紹介① 政策企画課〉

### 新潟県パートナーシップ制度

- ・ 令和6年9月から、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「新潟県パートナーシップ制度」を開始
- ・ 双方又は一方が性的マイノリティである二者が、パートナーシップ関係にあることについて県へ届出を行い、県は届出受領証等を交付して、届出があったことを証明
- ・ 届出件数  
6件（令和7年3月末現在）



新潟県パートナーシップ制度

令和6年9月2日受付開始

#### 制度の概要

「新潟県パートナーシップ制度」は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、パートナーシップ関係にあることについて県へ届出を行い、県は届出受領証等を交付して、届出があったことを証明する制度です。

この制度により、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深めるとともに、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつながっていきます。

※性的マイノリティ：性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない方などをいいます。

#### 届出受領証明書及び携帯用カード

県は、届出を受領したことを証明する「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」及び「携帯用カード」を交付します。

携帯用カード（表面）イメージ

（裏面）記録を記載する場合

希望により、生計を一にする三親等内の親族の氏名及び生年月日の記載も可能です。

#### 「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」の提示を受けられた皆様へ

証明書は、制度を利用されるお二人の関係性を示すために使用するものです。

県民の皆様におかれましては、この制度の趣旨を十分にご理解いただき、性的マイノリティの方が抱える生活上の困難や課題が解消されるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、提示を受けられた方は、本人の意思に反する個人情報の開示を行わないなど、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

55

## 人権啓発活動地方委託事業

- ・ 人権啓発活動地方委託事業を活用し、県内市町村において性的指向・性自認を理由とする偏見や差別に関する啓発を実施
- ・ 3市が、市民、職員等を対象に、講演や映画上映等を実施し、約430人が受講

市町村	実施日	会場等	対象	受講者	講師、内容等
見附市	10月7日	見附市役所	職員	45人	勝又 栄政 氏（国立大学法人 宮城教育大学 非常勤講師）
燕市	11月2日	燕市中央公民館	市民	80人	「LGBTQって何だろう？～性の多様性について一緒に考えてみませんか？～」
新発田市	12月8日	新発田市生涯学習センター	市民	約300人	上映作品「カラコエの花」

### (13) 様々な人権問題

#### 〔基本方針〕

前述のほか、アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人などに対する偏見や差別、また東日本大震災に起因する偏見や差別その他の様々な人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じて適切な取組を行うことが必要であり、あらゆる機会を通じて、偏見、差別を解消し、人権意識の高揚を図るための施策を推進する。

#### 〔主な取組の方向〕

- ・ 偏見・差別の解消や人権尊重の意識を高める施策の推進

## ○ 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進（指針第4章）

- ・ 公務員
- ・ 警察職員
- ・ 消防職員
- ・ 教職員
- ・ 医療・保健・福祉関係者
- ・ 社会教育関係職員
- ・ その他

## ○ 人権施策推進に向けて（指針第5章）

- ・ 庁内推進体制の整備
- ・ 人権尊重の視点に立った職務遂行
- ・ 人権課題への適切な対応
- ・ 職員に対する研修等の実施
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 基本指針の見直し等（施策の実施状況についての意見聴取）

58

## 新潟県人権施策推進懇談会の開催

- 新潟県人権教育・啓発推進基本指針の第1次改定（R2.3）により、本県の人権施策の実施状況等について意見を聴取するため設置（R2.8）※各人権分野の有識者12名で構成

令和6年9月12日開催

施策の実施状況等について意見聴取し、施策の更なる推進に反映

主な意見と県の対応

分野	意見	県の対応
教育	インターネット環境の具体的な教育実践	県立高校において、講師を招きインターネット上での人権問題について講演会を実施
子ども	こどもの権利と尊重と擁護の推進	こどもの権利についての啓発事業として、講演会を開催
同和問題	同和問題に対する理解や部落問題学習の推進	同和問題についての啓発事業として、オンラインで講演会を開催
外国人	長期滞在外国人の相談先	外国人向け生活相談窓口と企業向け労働相談窓口を集約し「新潟県外国人総合相談センター」を開設
性的指向・性自認を理由とする偏見や差別	性の多様性に関する啓発活動	「新潟県パートナーシップ制度」の開始と周知

59

## 4 令和7年度の重点項目

### ○ 重点項目の設定方針

- (1) 当該年度に特に啓発を行うような事情や法改正等で特に変化のある分野
- (2) (1) を踏まえ、人権啓発室が重点的に啓発を行う分野

### ○ 重点項目

- (1) 同和問題（部落差別）に関する取組
- (2) 障害者の差別解消の推進等に関する取組
- (3) 北朝鮮による拉致問題の理解促進に関する取組
- (4) 新潟水俣病の教訓を生かす取組
- (5) インターネットによる人権侵害の防止に関する取組